

環境物品等の調達を促すための方針

株式会社日本政策金融公庫

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成30年度における環境物品等の調達の推進を促すための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成30年度における調達の目標

平成30年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

消しゴム	
ステープラー (汎用型)	
ステープラー (汎用型以外)	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ (本体)	
事務用修正具 (テープ)	
事務用修正具 (液状)	
クラフトテープ	
粘着テープ (布粘着)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット (玉)	
マグネット (バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	
鉛筆削 (手動)	
OAクリーナー (ウェットタイプ)	
OAクリーナー (液タイプ)	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター (枠あり)	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり (液状) (補充用を含む。)	
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)	
のり (固形) (補充用を含む。)	

のり (テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム (台紙を含む。) つづりひも カードケース 事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレー ザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 (手動) 名札 (机上用) 名札 (衣服取付型・首下 げ型) 鍵かけ(フックを含む。) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器 (棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4 OA機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機） ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ 電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア シュレッター デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	--

5 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	--

6 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	--

7 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--

8 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	--

9 照明

照明器具(LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯) ランプ(蛍光ランプ(大きさの区分40形直管蛍光ランプ)、電球形状のランプ)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

10 自動車等

10-1 自動車

一般公用車	平成30年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
一般公用車以外	調達の予定はない。

10-2 ITS対応車載器

ETC対応車載器	6個を調達予定。
カーナビゲーションシステム	6個を調達予定。

10-3 タイヤ

乗用車用タイヤ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------	--------------------------

10-4 エンジン油

2サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

11 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12 制服・作業服等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

13 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド カーペット(タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット) 毛布等(毛布、ふとん) ベッド(ベッドフレーム、マットレス)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

14 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15 その他繊維製品

テント・シート類（集会用テント、ブルーシート） 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

16 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	調達の予定はない。
---	-----------

17 災害備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

18 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理等（庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、害虫防除）	調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。

旅客輸送（自動車）	調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は100%とする。
引越輸送	調達目標は100%とする。
会議運営	調達目標は100%とする。

II 特定調達物品等以外の平成30年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の物品等の選択に当たっても、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 当公庫内に環境物品等の調達の推進を図るため、グリーン調達推進本部及びグリーン調達推進連絡会を引き続き設ける。体制の概要は、下表のとおり。
- 2 本調達方針は、全ての部室店を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達にあたっては、調達量ができる限り少なくなるよう努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努める。
- 8 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事に請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
- 9 本調達方針に基づく調達担当窓口は、管財部管財課とする。

(株) 日本政策金融公庫グリーン調達推進体制

グリーン調達推進本部	
本部長	: 管財部長
副本部長	: 各事業本部等管財部門部長
グリーン調達推進連絡会（事務局：管財部管財課）	
事務局長	: 管財部管財課長
事務局員	: 管財部担当者及び各事業本部等管財部門担当者
連絡員	: 営業店の総務担当役席

以上